

# 第79回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月19日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 開催場所

大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウィーナ大阪「金剛(東)」(4階)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施していません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第79回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	29

## インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使期限

2026年6月18日(木曜日)午後5時30分まで  
※詳しくは後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6231/>



証券コード 6231  
2026年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西五丁目3番5号  
木村工機株式会社  
代表取締役社長 木村 晃

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.kimukoh.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6231/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「木村工機」または「コード」に当社証券コード「6231」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウィーナ大阪 「金剛（東）」（4階）  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ①株主資本等変動計算書
    - ②個別注記表
  - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - (3)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (4)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、会社法第313条第2項の規定に基づき、株主総会の日  
3日前までに、議決権の不統一行使をおこなう旨およびその理由を、書面により当社へご通知  
ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意いたしておりませんので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問したりすることはできませんので、ご了承ください。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月19日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月18日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月×日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

(印欄)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

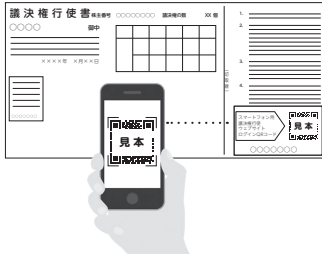
インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

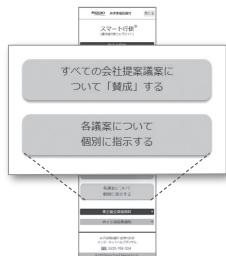
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

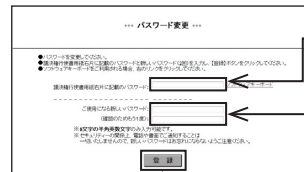
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調にありました。一方で、物価上昇や海外経済の減速懸念、中東情勢の緊迫化等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当事業年度の売上高については、堅調な国内設備投資需要を取り込めたことにより受注高、売上高は前年同期比で増加しました。中でも、制御機能、省エネ性能に優れた当社独自製品が高く評価され、高性能タイプが好調に推移しました。産業分野では、職場環境改善、品質管理を目的とした導入が増加しました。商業分野では、過去に導入した大規模商業施設の更新案件が伸びました。保健分野では、主に高級リゾートホテル、教育機関等への導入が増加しました。また、新分野として、農・畜産陽圧空調の実用化に向け準備を進めてまいりました。

技術開発においては、八尾技術研究センターが12月に竣工し、新冷媒対応製品の開発加速、様々な温湿度環境を構築し、制御システムのさらなる高度化へ向け開発検証を推し進めるとともに、河芸製作所においても技術研究所の建設を開始しました。製造基盤強化においては、八尾製作所再開発工事が3月に完了し、生産性の向上に寄与しました。営業施策においては、換気や陽圧化による衛生管理を強く訴求した結果、改正労働安全衛生規則の施行の追い風も受け、工場用ゾーン空調機の売上および受注が増加しました。工場用ゾーン空調機の受注残が積み上がり、施策効果が2027年3月期の業績に寄与する見込みであります。

上記の売上状況および取組み等により、八尾製作所旧厚生棟解体等による特別損失66百万円を吸収し、売上およびすべての利益項目において過去最高を更新することができました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高17,922百万円(前年同期比11.7%増)、営業利益4,589百万円(同24.8%増)、経常利益4,562百万円(同24.7%増)、当期純利益3,278百万円(同31.3%増)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は2,422百万円で、主なものは八尾製作所の建て替え885百万円、八尾技術研究センター672百万円、生産性向上のための機械装置382百万円、河芸技術研究所258百万円、その他224百万円となります。

なお、当事業年度において6年にわたる八尾製作所再開発工事が完了し、高井田工場、八尾技術研究センターを含めた累計投資額は8,621百万円となりました。さらに、河芸製作所の技術研

研究所および新工場棟建設のため、2029年3月期までに累計4,804百万円の設備投資を計画しております。今後も、景気の動向等を踏まえつつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、設備投資を継続し、さらなる需要拡大に対応してまいります。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、八尾技術研究センター建設資金として、金融機関より長期借入金700百万円の調達をおこないました。

### (4) 対処すべき課題

地球環境や社会へ配慮した企業経営がますます重要となる中で、当社は、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の最大化を目指しております。このような経営環境において、当社はサステナビリティの視点を経営の中核に位置づけ、以下の重点課題に取り組んでまいります。

#### ① 空調システムメーカーへの進化

さらなる省エネルギーの推進、空気質の向上には、空調機器そのものの性能向上に加え、高度な制御技術を活用し、空調システム全体を最適化することが必要不可欠です。当社は、「空調機器メーカー」という従来の枠を超え、空調全体をシステムで提案できる「空調システムメーカー」として確固たる地位を築いてまいります。そのひとつとして、地球温暖化による食料安定供給の課題に対応するため、農・畜産分野にも提案してまいります。

#### ② 事業活動を通じたカーボンニュートラル社会の実現への貢献

地球温暖化対策は、地球規模で取り組むべき重要課題であり、空調業界においても大きな課題・機会と捉えています。当社では、技術研究センターの建設を進め、自然力の活用や省エネ・コンパクト化等により環境負荷を低減する研究ならびに製品開発・改良をより一層推進してまいります。

#### ③ 健康で衛生的な空気質向上への取り組み

現代の空調には、従来の快適性に加え、健康で衛生的な空間の実現が求められています。また、地球温暖化による酷暑対策として空調の役割も増大しています。当社は、新鮮空気の導入を主な目的とした外調機分野を開拓・発展させてまいりました。今後、独自技術の充実等を通して、さらなる空気質向上に取り組みます。

#### ④ 製造基盤の強化と地域環境の維持向上

今後の当社の成長に向けては、製造基盤の強化が重要な課題であり、全面リニューアルを終えた八尾製作所に続き、河芸製作所の新棟建設を進めています。また、原材料・部品の安定調達が空調機製造には不可欠であり、混乱が続く世界情勢を注視しながら、調達先の多様化等を進めてまいります。併せて、再生可能エネルギーの導入等による省エネの推進や地域環境保全に向けた取り組みを推進してまいります。

⑤ DXの推進

製品やサービス、製造プロセス等、さまざまな業務を変革する際にデジタル技術を活用した取り組みが求められています。当社は、DX戦略を策定し、継続的な活動とするための体制の構築および人材育成に努め、積極的にDXを推進してまいります。

⑥ 人財育成を通じた企業体質の強化

全社員にサステナビリティの浸透を図るとともに、「社是」「企業倫理規範」および「社員行動規範」の実践を通じて次の時代を生き抜く人財を育て、経営基盤を強化します。

また、社員一人ひとりが心身ともに健康でいきいきとした人生を送り、やりがいを感じて働ける会社を目指し、研修・資格制度の充実等、積極的なサポートをおこなってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 76 期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで	第 77 期 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで	第 78 期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで	第 79 期 (当期) 2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで
売 上 高(百万円)	11,703	13,852	16,042	17,922
経 常 利 益(百万円)	1,567	2,682	3,660	4,562
当 期 純 利 益(百万円)	1,037	2,065	2,496	3,278
1 株 当 た り 純 利 益 (円)	285.64	576.99	699.00	920.66
総 資 産(百万円)	17,670	20,160	22,189	24,585
純 資 産(百万円)	7,754	9,650	11,763	14,067
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,161.63	2,697.91	3,301.49	3,989.31

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

各種空調システム機器の開発、製造、販売ならびに保守管理をおこなっております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本 社	大阪市中央区上本町西五丁目3番5号
営 業 本 部	東京(東京都千代田区)、大阪(大阪市中央区)、名古屋(名古屋市中村区)
支 店	仙台(仙台市青葉区)、福岡(福岡市博多区)、広島(広島市南区)
営 業 所	札幌(札幌市東区)、金沢(石川県金沢市)
製 作 所	八尾(大阪府八尾市)、河芸(三重県津市)
工 場	高井田(大阪府東大阪市)
研 究 施 設	八尾技術研究センター(大阪府八尾市)
シ ョ ー ル ー ム	東京(東京都千代田区)、大阪(大阪市中央区)、名古屋(名古屋市中村区) 札幌(札幌市東区)

- (注) 1. 2026年1月に八尾技術研究センターを開所いたしました。  
2. 2026年4月1日付で、札幌営業所は札幌支店、金沢営業所は金沢支店となりました。

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従 業 員 数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
485名	27名増	42.0歳	13.0年

(注) 従業員数には、臨時雇用者(契約社員および派遣社員)の年間平均人員99名を含めております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,635
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,130
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,005
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	487
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	366
株 式 会 社 り そ な 銀 行	284

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,849,000株 (自己株式322,814株を含む)
- (3) 株主数 1,405名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 K I M U R A	420	11.91
大阪中小企業投資育成株式会社	200	5.67
木村恵一	189	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	183	5.21
株式会社 みずほ銀行	165	4.68
日本生命保険相互会社	160	4.54
株式会社 三井住友銀行	140	3.97
第一生命保険株式会社	120	3.40
木村晃	114	3.23
三菱電機株式会社	100	2.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を322,814株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況**  
該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

自己株式の取得

2026年2月25日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数	普通株式 50,000株
取得価額の総額	740,500千円
取得日	2026年2月26日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	木村 恵一	執行役員 会長 株式会社KIMURA 代表取締役
代表取締役	木村 晃	執行役員 社長
専務取締役	大村 英人	執行役員 事業推進本部長
常務取締役	梶田 正和	執行役員 八尾製作所長
取締役	登尾 公彦	執行役員 大阪営業本部長
取締役	浦野 勝博	執行役員 空調技術本部長
取締役	佐藤 信孝	MOE 佐藤事務所 所長
取締役（常勤監査等委員）	境 達也	
取締役（監査等委員）	加納 淳子	弁護士法人第一法律事務所 パートナー（社員 弁護士） ハリマ化成グループ株式会社 社外取締役（監 査等委員） 都島自動車株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	岩淵 信雄	
取締役（監査等委員）	関 美緒	せき公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役佐藤信孝氏ならびに監査等委員である取締役加納淳子氏、岩淵信雄氏および関美緒氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役関美緒氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役佐藤信孝氏ならびに監査等委員である社外取締役加納淳子氏、岩淵信雄氏および関美緒氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、境達也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
執行役員は取締役6名のほか、以下の8名で構成されております。

氏 名	担 当
綿 引 康 明	東京営業本部長
大 野 直 輝	名古屋営業本部長
宮 宇 地 真 人	河芸製作所長
西 島 務	経営企画本部長
林 耕 治	総務本部長
江 原 拓 志	八尾製作所副所長
和 田 明 憲	情報システム部長
齊 藤 一 成	営業推進部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役佐藤信孝氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査等委員である取締役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および管理監督の立場にある従業員のすべてであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による故意の行為等による場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等については2023年6月23日開催の取締役会にて決議しております。

##### a 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。本事項において、以下同じ。）報酬等に関する基本方針は、次のとおりとする。

1. 中長期的かつ持続的な企業価値および株主共同利益の向上を実現させることの対価として相応しい報酬体系とする。
0. 個々の取締役報酬等は、各職責を踏まえた適正な水準で決定する。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬および業績連動報酬により構成し、社外取締役については独立性の確保および監督機能を担うため、固定報酬のみを支給するものとする。なお、取締役報酬等は、金銭報酬のみとする。

##### b 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

##### 1. 月次報酬

業務執行取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数とともに、他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定し、毎月支給する。社外取締役の固定報酬は、経験・知識・専門性を総合的に勘案して決定し、毎月支給する。

##### 0. 退職慰労金

退職慰労金は、ただちに業績に反映されない長期的施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置付ける。また、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社業績、他社水準をも考慮しながら、具体的金額、贈呈時期および方法を総合的に勘案して決定する。なお、本位置づけを踏まえ、社外取締役には退職慰労金を贈呈しない。

- c 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）  
業績連動報酬は、業績指標（売上高および当期利益）の達成度合いおよび社員賞与支給月数を総合考慮のうえ、賞与として毎年一定時期に支給する。
- d 固定報酬または業績連動報酬の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、次のとおりとする。
1. 当社と同程度の事業規模や同業他社を参考に諮問委員会で検討し、当該答申で示された固定報酬と業績連動報酬の比率の範囲内で決定する。
  0. 固定報酬と業績連動報酬の比率は、100:0~60:40を目安範囲とする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。
- e 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項
1. 月次報酬および業績連動報酬  
個人別報酬額の具体的内容の決定は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、次の権限を行使しておこなう。
    - (i)各取締役の固定報酬額
    - (ii)各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。
  0. 退職慰労金  
退職慰労金の個人別金額は本方針に基づき、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。
- f 監査等委員である取締役の報酬  
監査等委員である取締役の報酬は、月次報酬については月額固定の金銭報酬のみとし、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲において報酬水準を監査等委員である取締役の協議のうえ決定し、毎月支給する。  
賞与ならびに退職慰労金は、原則として支給しない。ただし、常勤監査等委員に対する退

職慰労金は、当該監査等委員が退任したときに、在任期間中の職務執行および功労に報いるため、株主総会の承認を得て支給する。

- ② 業績連動報酬等における業績指標の選定理由および業績指標に関する実績  
業績指標として売上高および当期利益を選定している理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。  
また、当該指標の実績については、「計算書類 損益計算書」のとおりであります。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- a 委任を受けた者の氏名・地位および担当  
代表取締役社長 木村晃
  - b 委任された権限の内容  
各取締役の具体的な報酬等の額の決定
  - c 権限を委任した理由  
代表取締役社長は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。
  - d 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容  
取締役会は、諮問委員会に報酬額の原案を諮問し答申を得ており、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して報酬等を決定しました。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	174 (6)	109 (6)	50 (-)	15 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (19)	32 (19)	- (-)	1 (-)	6 (5)
合 計 （うち社外役員）	208 (25)	141 (25)	50 (-)	16 (-)	13 (6)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（2名）の使用人分給与を19百万円支払っております。
2. 上表には、2025年6月20日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬総額は、2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬総額は、2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
5. 業績連動報酬は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額であります。
6. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役佐藤信孝氏は、MOE佐藤事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役加納淳子氏は、弁護士法人第一法律事務所パートナー（社員弁護士）、ハリマ化成グループ株式会社社外取締役（監査等委員）、都島自動車株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査等委員である取締役関美緒氏は、せき公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 佐藤 信孝	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。</p>
取締役 (監査等委員) 加納 淳子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回および監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言をおこなっております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。</p>
取締役 (監査等委員) 岩淵 信雄	<p>2025年6月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回および監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、金融市場における幅広い見識と他社の取締役および監査役としての経験から適宜発言をおこなっております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。</p>
取締役 (監査等委員) 関 美緒	<p>2025年6月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回および監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言をおこなっております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a 法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」「企業倫理規範」「社員行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め社内に通知する。
  - b 各部門のコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役を総括および委員長とするSDGs推進委員会内にコンプライアンス部会を設置し、行動規範および行動基準の管理、改訂をおこなう。
  - c 企業統治機能の強化を図るための組織として内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。
  - d 内部通報制度を設け、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口にただちに通報するものとして社内規程を定める。
  - e 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理をおこなう。
  - b 情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、機密情報、個人情報情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
  - c 情報の開示については、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
- ③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 「リスク管理規程」を定め、代表取締役を総括および委員長とするSDGs推進委員会内にリスク部会を設置し、リスクの洗出し・評価の報告および対応方針の決定をおこなう。
  - b 管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートをおこない、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
  - c 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、代表取締役もしくは代表取締役から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
  - a 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の基本方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。
  - b 当社では執行役員制度を採用し、経営の監督を担う取締役会の機能と、業務執行を担う執行役員機能を分離する。日々の業務執行状況は担当取締役へ適時報告するほか、毎月開

催する営業・製造に関する重要会議においても各部門の業務執行状況を共有し、部門横断的な施策を検討する。

- c 経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規程その他重要事項に関する規程に定め、法令および定款の定めに基づいた適法かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の確保について、代表取締役および関係する取締役と定期的に情報および意見を交換し、補助使用人を置くことを要請した場合、当社は内部監査部門および管理部門から、補助業務に十分な専門性を有する者を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、解任、人事異動、評価等は、監査等委員会の同意のうえ決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および指示の実効性を確保する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制  
a 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合および違法行為等が発生もしくは発生するおそれがあると判断した場合、ただちに監査等委員会に報告することとする。  
b 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営上の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができる。
- ⑧ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告をおこなった取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いをおこなうことを禁止し、社内規程にて取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、すみやかにこれに応じるものとする。

- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- a 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換をおこなう。
  - b 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① リスクおよびコンプライアンス管理体制について

当社が抱えるさまざまなリスクの低減および回避のための諸規程の整備・運用、ならびに法令遵守状況の月次チェック等の諸対策を、リスク管理およびコンプライアンス統括部門である本社総務部を中心に実施しております。リスクが現実のものとなった場合には、管理担当役員にただちに報告され、経営トップの指揮の下、迅速・適切な対応を図ることを基本としており、社内外の円滑な情報伝達体制とあわせ、その対応方法を関連規程により明確にしております。

また、反社会的勢力排除については、「反社会的勢力対応規程」を整備し、会社の基本姿勢、日常業務での注意点、取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応等を役員および社員に周知させております。また、各拠点責任者は不当要求防止責任者選任届をおこない、各都道府県に設置された暴力追放運動推進センターの実施する研修を受講するなどの対応をおこなっております。

### ② 取締役の職務執行について

当社は取締役会を株主総会終結直後および原則として毎月1回開催することとしており、当事業年度は13回開催いたしました。取締役会では経営上の重要事項を決定しています。また、取締役は、執行役員も出席する合同役員会において、執行役員に担当業務の執行状況の報告を求め、監督しております。

### ③ 監査等委員会監査の職務執行について

監査等委員会は毎月1回以上開催することとし、当事業年度は14回開催いたしました。取締役会等の重要会議への出席や経営者との情報交換、会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。また、監査等委員会は内部監査部門から監査結果の報告を受け、会計監査人および内部監査部門と定期的にミーティングを設けるなどにより緊密な連携をとることで、監査等委員会監査の実効性向上を図っております。

### ④ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査部門が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性や合理性および内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告ならびに改善提案をおこなっております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,970,469</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,667,951</b>
現金及び預金	2,257,843	買掛金	644,642
受取手形	5,860	短期借入金	600,000
電子記録債権	2,949,270	一年内返済予定の長期借入金	387,100
売掛金	3,062,698	未払金	338,298
製品	1,398,235	未払費用	60,128
仕掛品	300,425	未払法人税等	827,422
原材料及び貯蔵品	880,835	未払消費税等	139,778
前渡金	1,056	契約負債	13,467
前払費用	135,897	預り金	104,515
その他	1,216	賞与引当金	436,543
貸倒引当金	△22,869	役員賞与引当金	50,580
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,615,380</b>	製品保証引当金	14,337
<b>有形固定資産</b>	<b>11,722,919</b>	資産除去債務	7,154
建物	6,321,302	そのその他	43,983
構築物	622,594	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,850,843</b>
機械及び装置	786,542	長期借入金	4,030,420
車両運搬具	13,675	退職給付引当金	2,437,413
工具、器具及び備品	278,774	役員退職慰労引当金	336,365
土地	3,145,019	資産除去債務	46,644
建設仮勘定	555,011	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,518,794</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>163,997</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	142,789	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,019,822</b>
ソフトウェア仮勘定	19,035	資本金	744,896
その他	2,173	資本剰余金	882,663
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,728,463</b>	資本準備金	637,896
投資有価証券	88,314	その他資本剰余金	244,767
長期前払費用	254,508	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>13,706,122</b>
繰延税金資産	1,052,681	利益準備金	117,500
その他	359,498	その他利益剰余金	13,588,622
貸倒引当金	△26,539	別途積立金	2,650,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,585,850</b>	繰越利益剰余金	10,938,622
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,313,859</b>
		評価・換算差額等	47,233
		その他有価証券評価差額金	47,233
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,067,055</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>24,585,850</b>

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月 31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,922,379
売上原価	9,140,506
売上総利益	8,781,872
販売費及び一般管理費	4,192,832
営業利益	4,589,040
営業外収益	
作業くず売却益	30,794
補助金の収入	1,324
その他	21,110
<b>営業外費用</b>	
支払利息	73,185
債権売却損	6,417
その他	180
<b>経常利益</b>	<b>4,562,485</b>
特別利益	
固定資産売却益	16,368
投資有価証券売却益	1,144
特別損失	
固定資産除却損	66,859
税引前当期純利益	4,513,139
法人税、住民税及び事業税	1,340,660
法人税等調整額	△106,063
当期純利益	<b>3,278,543</b>

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

木村工機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 智 英  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 勝 田 陽 史  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村工機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議をおこなうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質監査基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

木村工機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

監査等委員 (社外取締役)

監査等委員 (社外取締役)

監査等委員 (社外取締役)

境	達	也
加	淳	子
岩	納	信
関	洵	雄
	美	緒

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分を経営上の重要事項と認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的に安定した配当を実施していくことを基本方針とし、株主還元の一層の拡充を意識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発、製造基盤強化等、将来の事業展開に活用してまいります。

この方針に基づき、第79期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき200円  
配当総額 705,237,200円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月22日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に関しましては、社外取締役のみで構成する諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。

また、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	属性
1	きむら けいいち 木村 恵一	代表取締役 執行役員 会長	再任
2	きむら あきら 木村 晃	代表取締役 執行役員 社長	再任
3	おおむら ひでと 大村 英人	専務取締役 執行役員 事業推進本部長	再任
4	かじ た まさかず 梶田 正和	常務取締役 執行役員 八尾製作所長	再任
5	のぼり お きみひこ 登尾 公彦	取締役 執行役員 大阪営業本部長	再任
6	うら の かつひろ 浦野 勝博	取締役 執行役員 空調技術本部長	再任
7	さとう のぶたか 佐藤 信孝	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	きむらけいいち 木村恵一 (1933年12月3日生)	1952年4月 当社入社 1955年9月 取締役 1975年9月 代表取締役専務 1976年10月 代表取締役社長 2018年6月 代表取締役執行役員社長 2023年6月 代表取締役執行役員会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社KIMURA 代表取締役	189,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 木村恵一氏は、長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。経験に裏付けられた的確な視点から重要事項を決定するなど様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを期待できることから、取締役候補者といいたしました。			
2	きむら あきら 木村 晃 (1961年6月24日生)	1987年9月 監査法人三田会計社（現 有限責任監査 法人トーマツ）入所 1990年1月 公認会計士林弘事務所入所 1993年3月 公認会計士登録 1996年1月 公認会計士木村晃事務所長 1996年6月 当社非常勤監査役 1999年1月 当社入社 1999年6月 取締役本社営業部長 2003年11月 取締役東京営業本部長 2008年4月 取締役管理本部長 2012年6月 常務取締役管理本部長兼河芸製作所長 2017年7月 専務取締役管理本部長 2018年6月 専務取締役執行役員管理本部長 2023年6月 代表取締役執行役員社長（現任）	114,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 木村晃氏は、入社以来、営業・製造・管理各部門に携わり、幅広く当社主要業務を経験しております。また、リスク管理体制やガバナンス強化、DX推進等、様々な経営課題に取り組んでおり、今後もこれらの経験および実績を当社経営に活かして企業価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">おおむらひでと 大村英人 (1964年3月25日生)</p>	<p>1987年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2008年1月 株式会社みずほ銀行小岩支店長</p> <p>2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループグループ人事部付参事役</p> <p>2014年6月 当社に出向、経営企画室長</p> <p>2014年9月 執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長</p> <p>2015年6月 当社に転籍、取締役管理本部副本部長兼経営企画部長</p> <p>2017年7月 常務取締役事業管理本部長（現 事業推進本部長）</p> <p>2018年6月 常務取締役執行役員営業推進本部長（現 事業推進本部長）</p> <p>2023年6月 専務取締役執行役員事業推進本部長（現任）</p>	5,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  大村英人氏は、入社以来、主に管理部門・事業推進部門で当社の発展に貢献してきました。前職で培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、特定分野に偏った判断をせず、全体を俯瞰する能力に長けております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	かじ た まさかず 梶田正和 (1963年1月12日生)	1986年4月 森下製薬株式会社（現 エイワイファーマ株式会社）入社 1991年2月 当社入社 2004年4月 八尾製作所製造部長 2006年9月 執行役員河芸製作所副所長 2007年4月 執行役員河芸製作所長 2012年4月 執行役員空調特機部長 2017年7月 執行役員空調設備事業部長 2020年3月 執行役員八尾製作所所長代理 2020年9月 執行役員八尾製作所長 2021年6月 取締役執行役員八尾製作所長 2023年6月 常務取締役執行役員八尾製作所長（現任）	12,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 梶田正和氏は、入社以来、主に製造部門に携わるとともに、工場空調およびメンテナンス営業の経験を通して当社の発展に貢献してきました。今後も中長期の経営展望において経営理念を踏まえた的確な理解と判断が期待され、製造基盤のさらなる強化を通して当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
5	のぼり お きみひこ 登尾公彦 (1957年6月20日生)	1982年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 1983年11月 株式会社デリス入社 1986年7月 当社入社 2003年5月 本社営業部長 2006年9月 執行役員本社営業部長 2013年4月 執行役員大阪営業本部長 2018年6月 取締役執行役員大阪営業本部長（現任）	10,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 登尾公彦氏は、入社以来、一貫して営業部門に携わり、当社の発展に貢献してきました。空調業界に関する幅広い見識を有しており、新製品の拡販を中心に売上拡大に実績を重ねております。また、後進育成等の組織強化にも努めており、今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
6	うらの かつひろ 浦野勝博 (1970年2月7日生)	1991年4月 当社入社 2013年4月 河芸製作所生産技術部長 2015年4月 執行役員河芸製作所副所長 2017年7月 執行役員河芸製作所長 2023年6月 取締役執行役員技術本部長（現 空調技術本部長）（現任）	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 浦野勝博氏は、入社以来、技術部門および製造部門に携わり、各種新製品の開発や生産競争力の向上を通して当社の発展に貢献してきました。また、設計業務のDX推進や社外有識者との技術交流にも尽力しており、今後も当社の企業価値向上を持続させるために必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
7	さとうのぶたか 佐藤信孝 (1950年4月12日生)	1973年4月 株式会社日本設計入社 1998年4月 同社環境・設備設計群 環境・設備設計部長 2004年6月 同社執行役員環境・設備設計群長 2008年12月 同社取締役常務執行役員環境・設備設計群長 2011年12月 同社取締役副社長執行役員 2015年12月 同社常任顧問 2017年1月 MOE 佐藤事務所 所長（現任） 2018年3月 当社非常勤顧問 2018年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) MOE 佐藤事務所 所長	1,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 佐藤信孝氏は、設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した経験を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。今後も当社が環境・エネルギーの側面から新たな経済的価値を創出し社会的責任を果たせるよう、専門家の視点から持続的な企業価値向上に向けて助言・監督していただく役割を期待するため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤信孝氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
3. 佐藤信孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、佐藤信孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐藤信孝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、佐藤信孝氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案を原案どおり承認可決いただいた場合の取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 および担当	企業経営	リスク マネジメント コーポレート ガバナンス	サステナ ビリティ	DX	技術 製品開発	営業 マーケティング	製造	財務 会計
木村 恵一	代表取締役 執行役員会長	○	○	○		○	○	○	
木村 晃	代表取締役 執行役員社長	○	○	○	○		○	○	○
大村 英人	専務取締役 執行役員事業推進本部長	○	○	○	○		○		○
梶田 正和	常務取締役 執行役員八尾製作所長	○	○			○		○	
登尾 公彦	取締役 執行役員大阪営業本部長	○	○			○	○		
浦野 勝博	取締役 執行役員空調技術本部長	○	○		○	○		○	
佐藤 信孝	社外取締役	○	○	○	○	○			
境 達也	取締役（常勤監査等委員）		○				○		
加納 淳子	社外取締役（監査等委員）		○	○					
岩淵 信雄	社外取締役（監査等委員）	○	○						○
関 美緒	社外取締役（監査等委員）		○						○

※上記スキル・マトリックスは、各取締役が有するすべての専門性と経験・知見を表すものではありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年6月23日開催の第76回定株主総会において、年額250,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の中長期的かつ持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬等の額については、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）に設定したいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も同様となります。

下記に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限（10,000株）が発行済株式総数に占める割合は0.26%程度と希釈化率は軽微であります。また、本制度の導入については、諮問委員会から妥当である旨の意見を得ております。

本議案が承認可決された場合、その内容とも整合するよう、本株主総会終結後の取締役会において、事業報告の「3. 会社役員の状況(4)取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、後述の〈ご参考：役員報酬等の内容の決定に関する方針等〉に記載のとおり変更することを予定しております。

以上、本議案は、上記目的および当社の業況のほか、変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであること、諮問委員会から妥当である旨の意見を得ていること、希釈化率が軽微に留まること等から、相当なものであると判断しております。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的内容および数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は10,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合がおこなわれた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに正当な理由によらず当社の取締役を退任した場合には、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、正当な理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5)その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

<ご参考：役員報酬等の内容の決定に関する方針等>

## 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）報酬等に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1)中長期的かつ持続的な企業価値および株主共同利益の向上を実現させることの対価として相応しい報酬体系とする。

(2)個々の取締役報酬等は、各職責を踏まえた適正な水準で決定する。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、金銭報酬として固定報酬および業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬として株式報酬を支給する。社外取締役については独立性の確保および監督機能を担うため、固定報酬のみを支給するものとする。

## 2. 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

### ①月次報酬

業務執行取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数とともに、他社水準、当社業績、社員給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定し、毎月支給する。社外取締役の固定報酬は、経験・知識・専門性を総合的に勘案して決定し、毎月支給する。

### ②退職慰労金

退職慰労金は、ただちに業績に反映されない長期的施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置付ける。また、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社業績、他社水準をも考慮しながら、具体的金額、贈呈時期および方法等を総合的に勘案して決定する。なお、本位置づけを踏まえ、社外取締役には退職慰労金を贈呈しない。

## 3. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績指標（売上高および当期利益）の達成度合いおよび社員賞与支給月数を総合考慮のうえ、賞与として毎年一定時期に支給する。

#### 4. 株式報酬の内容および額等の決定に関する方針

株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の中長期的かつ持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、株主総会において決議された限度額および上限付与数の範囲内で譲渡制限付株式を付与する。個人別の株式付与の数および時期は取締役会で決定する。

#### 5. 固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、次のとおりとする。

(1)当社と同程度の事業規模や同業他社を参考に諮問委員会で検討し、当該答申で示された固定報酬と業績連動報酬の比率の範囲内で決定する。

(2)固定報酬と業績連動報酬の比率は、100:0～60:40を目安範囲とする。

なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

(3)株式報酬の報酬に占める割合については、株式付与数が事業年度により変動するため定めないものとする。

#### 6. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

##### (1)月次報酬および業績連動報酬

個人別報酬額の具体的内容の決定は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、次の権限を行使しておこなう。

①各取締役の固定報酬額

②各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。

##### (2)退職慰労金

退職慰労金の個人別金額は本方針に基づき、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

##### (3)株式報酬

株式報酬は、各取締役の役位および職責に応じ、諮問委員会の答申を経て取締役会で決定した数を付与する。ただし、すでに一定数以上の株式を保有する取締役には支給しない。なお、価格の計算は、報酬額決定の取締役会前営業日の株価を基礎とする。

#### 7. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、月次報酬については月額固定の金銭報酬のみとし、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲において報酬水準を監査等委員である取締役の協議のうえ決定し、毎月支給する。

賞与ならびに退職慰労金は、原則として支給しない。ただし、常勤監査等委員に対する退職慰労金は、当該監査等委員が退任したときに、在任期間中の職務執行および功労に報いるため、株主総会の承認を得て支給する。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウリーナ大阪 「金剛（東）」（4階）  
電話 06（6772）1445



最寄り駅からの  
ご案内

- 近鉄「大阪上本町駅」14番出口より徒歩約3分
- 大阪メトロ「谷町九丁目駅」より徒歩約8分

📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



IRサイトで株主通信を公開しております。  
ぜひご覧ください。

<https://www.kimukoh.co.jp/ir/result/material/>



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。